

第二部

政策と基準・制度

第2部では、第1部で確認した計画の基本方向に沿って、景観法に準じた政策の枠組みと計画の対象とする空間的範囲を設定し、適用する基準・制度とその運用方法を解説します。

第3章

景観政策の基本構成

第4章

基準および制度

第3章

景観政策の基本構成

第2章では市民が風景に対して向けている「関心」の所在が明らかにされました。この章ではその市民の「関心」に対応する「区域や地区」を抽出します。

景観政策は景観形成主体である市民の「関心」と計画の対象となる「空間」が一对一の関係を結ぶことによって初めて実効力を持ちます。本市では球磨川の水の流れが「区域（地区）」を指定する際のわかり易い基準となっています。

3-1	人吉がめざす景観の姿	38
3-2	計画対象とする空間的範囲の設定	39
3-3	計画の対象とする区域の区分	40
3-4	景観計画区域	41
3-5	景観形成地域	46
3-6	景観形成重点地区	48
3-7	眺望保全地区	53
3-8	伝統継承地区	54
3-9	特定施設届出地区	55
まとめ	計画の体系	56

1. 計画の理念

地域の自然や歴史・文化と人々の生活や営みによって形づくられてきた美しい風景は、郷土に対する誇りと愛着を生み出し、地域社会の活力を育てることにつながります。

人吉市の景観計画は、相良700年の歴史・文化と球磨川をはじめとする豊かな自然が織りなす美しい風景を守り、育て、未来へ引き継いでいくために、現状の問題点を解決しながら市民が共有しあえるルールづくりを行うものです。

このような考え方に基づいて、計画の理念を次のように定めます

「美しき千年都市ひとよし」

人吉の古今未来に流れる時間が育む風景の力を市民一人ひとりが大切にし、次世代に手渡す相良700年の遺産に磨きをかけ、美しき千年都市ひとよし創造の担い手を育てます。

人吉市第5次総合計画において、目指すべき将来都市像として「自然と相良文化が輝く美しき千年都市ひとよし」が掲げられています。自然や文化といった本市の宝を過去（鎌倉時代）から千年は守っていくという意味と、現在から未来へ向けて千年守っていくという思いが込められており、市民一人ひとりが風景への気遣いを大切に、美しき千年都市ひとよし創造の担い手となります。

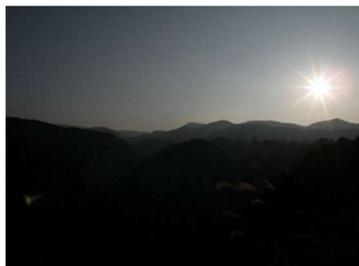
2. 景観形成の基本方針（人吉が目指す景観の姿）と政策課題

上記の理念に基づいて、景観形成の基本方針と景観に配慮した政策課題を次のように定めます。

景観形成の基本方針		景観に配慮した政策課題 (注1)
地勢的景観	山並みへの眺望を大切にします。眺望の視点場を「川にかかる橋」とし、山並みと水辺が一体となった美しい風景をつくります。	自然環境保護と治山治水 農林業基盤の整備 山と川に親しむ交流促進
社会史的景観	歴史性を目に見える形にします。地場の材料や職人の技術を活かし、自然の力と調和した美しい風景をつくります。	歴史的遺産の保全 建造物等の美的誘導 施設更新の推進
歳時記的景観	伝統行事の美を高めます。街の色彩は穏やかなものとし、祭りの衣装や道具の色が映える美しい風景をつくります。	文化・歴史的営みの保全 季節感のあるまちづくり おもてなし促進
日常的景観	歩いて目にする身の回りのものの魅力を高めます。水辺や路地の修景・緑化を行い、訪問者が歩きながら楽しめる美しい風景をつくります。	歩いて楽しいまちづくり 担い手を育てる学習環境整備 地域活動支援体制の強化

注1：これらの政策課題の多くは景観部局単独では対応が困難であり、横断的な庁内体制で取り組むこととなります。

3-2 計画対象とする空間的範囲の設定



人吉の風景は、山で囲まれた盆地の中央に向かって全域の水が集まり球磨川本流でつながる構造を持っています。このことが強く働いて、人吉市民の風景に対する意識は球磨川を中心に形成されていると考えられます。



歴史をたどってみると、集落や道路などの社会基盤は、山からの川の流れにそって作られてきました。市街地の中にも水路がめぐり、焼酎や温泉なども豊かな水資源の賜物です。人吉市の景観資源といえるもののほとんどは、水(川)の流れをたどることによって出会うことができます。そして、そこには必ず景観資源を守り育ててきた人がいます。

このようなことから、景観計画の対象となる空間的範囲を設定する際の着眼点を次のように定めます。

①球磨川本流とつながるルートを特定できること

風景を見ている人が自分の位置を確認する最も有効な手がかりは河川網にあるため、球磨川本流につながる水の経路を明示できること。

②範囲を区画する線を特定できること

川の流域(集水域)を区画する山の尾根線や川を渡る橋のように、位置が明瞭な要素によって区画できること。

③主要な視点場を特定できること

橋の中央部や橋詰めなど、人が立ち止まる主要な場所が明瞭であること。祭りについては、舞台と観覧席に相当する場所が明瞭であること。

④そこに関与する主体を特定できること

集落や町内会などの地区組織と計画対象の空間的範囲との対応関係が明瞭であること。

以上の考え方のもと、計画対象区域と景観基準を定めていきます。

1. 景観計画で取り組む区域の分け方

本市ではこれまでの、とりわけ近年の風景の変容経過を見る時、また今後の社会動向の見通しの中で危惧される風景の乱れを未然に防ごうとする時、景観施策を体系化し、緊急を要する地域・地区に対しては具体的な基準や制度を定めて動き出すことが必要な状況にあります。一方、近年の日本遺産認定や海外からを含む観光客の増加は景観形成への取り組み気運を高めており、主要な景観資源を核とする地区を指定して重点的に早急に取り組む必要があります。そこで本計画では以下の6つの区域・地区を指定することになりました。

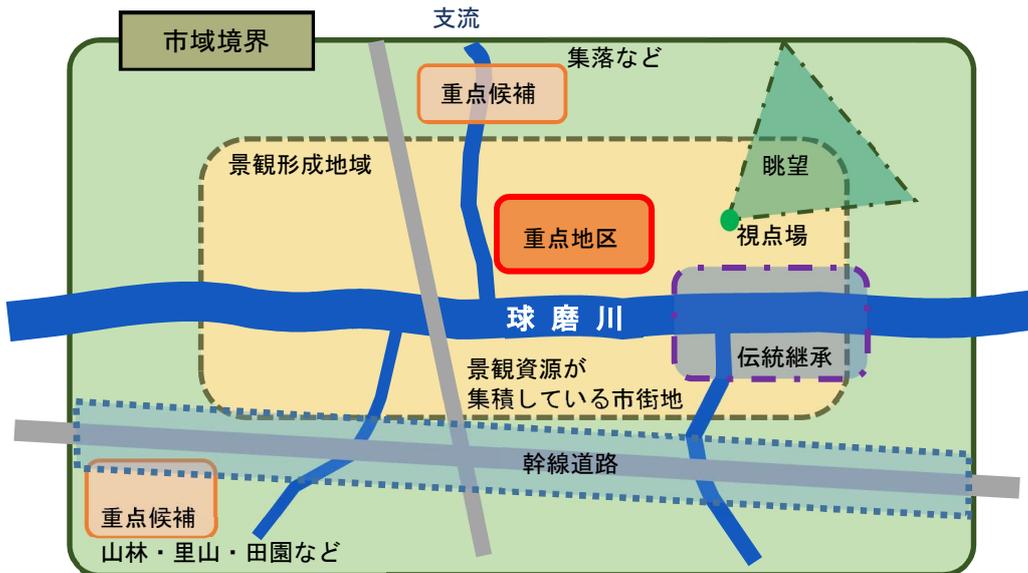


図3-1 計画の対象とする区域の分類

- 1) 景観計画区域 (市全域) 景観計画区域とは本書が示す景観計画の内容全般についての調査検討対象であるとともに、市民が共有したい最も基本的なルールを適用する区域を指します。
- 2) 景観形成地域 景観形成地域とは、人吉市の風景を語るのに欠かせない要素が特に集積し、生活者と訪問者の双方の視点が日常的に重なり合う区域を指します。
- 3) 景観形成重点地区 景観形成重点地区とは、景観計画区域の中にある主要な景観資源を核とする地区を指します。
- 4) 眺望保全地区 眺望保全地区とは、景観を保全すべき視点場を定め、そこからの眺望が阻害されないように建物等の高さ制限を行う地区を指します。
- 5) 伝統継承地区 伝統継承地区とは、伝統的な行事が行われる場所において、背景となる要素が景観を阻害しないよう行為の制限を行う地区を指します。
- 6) 特定施設届出地区 特定施設届出地区とは、建築物、工作物が集積し、又は集積する可能性がある幹線道路の沿道両側20メートルの範囲を指します。

次節からは、これら1)~6)の地域や地区のそれぞれについて目標(期待される効果)を定め、個々の具体的な地域・地区の範囲を指定し、方針(原則とするルール)を掲げます。そしてここで指定された地域・地区については第4章において、実際にそこに適用される基準や制度が明示されることとなります。

1. 目標（期待される効果）

人吉市民は、球磨の山河が育んだ固有の環境が人吉の風土と文化を醸成していることを認識し、日々の暮らしや産業活動を通じて風景を守り育てる意識が高まる。人吉への訪問者は、広範囲にわたる名所旧跡を巡り相良文化への思いを馳せることができる。

地勢的景観 としての効果

市全体を流れる「水の経路」が形作る風景のまとまりを大事にし、世代を超えて語り継がれ、うたわれる原風景が保全される。

社会史的景観 としての効果

歴史的な遺産が残る中世来の街道筋や集落の風景を大事にし、社会基盤の維持と適切な更新を促し、誇りをもって次世代に手渡すことができる。

歳時記的景観 としての効果

季節ごとに特徴のある各地の風景や催事が維持され、春夏秋冬を通して来訪者の記憶に残る心地よい情景が創り出される。

日常的景観 としての効果

生活風景の中に息づいている衣食住にかかわる伝統的な道具やしつらえを大事にし、それらの作り手の経験と技（わざ）が受け継がれる。

2. 景観計画区域の範囲の指定

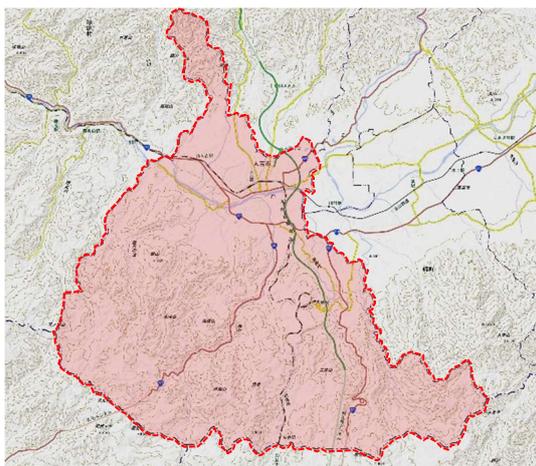
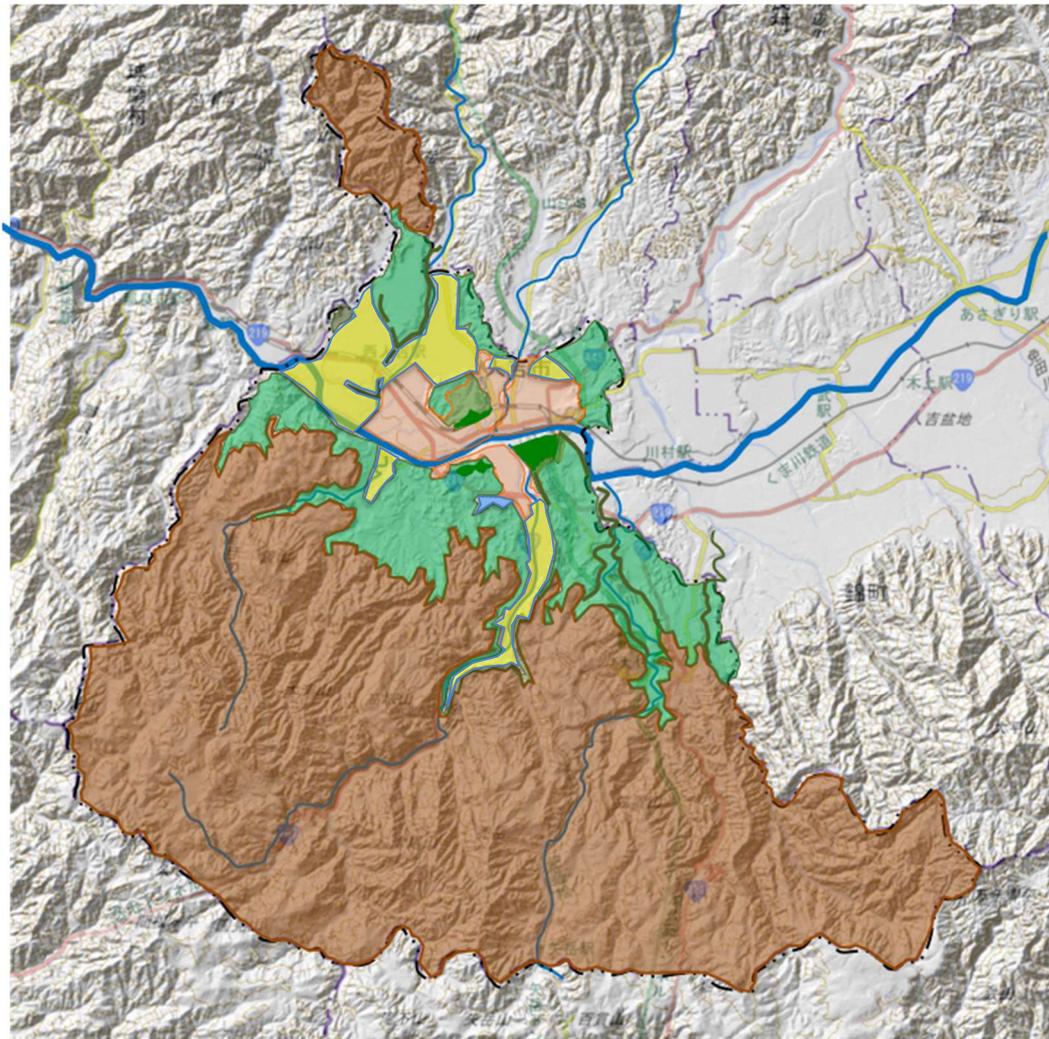


図3-2 景観計画区域（人吉市域）

景観資源調査や市民アンケート調査で明らかになったように、人吉市民が大切にしたいと感じている風景は市域全体に分布しており、それを活かす取り組みを幅広く展開していくことが望まれます。また盆地特有の地形の上に成り立っているため、市の中心部で球磨川の本流に注ぎ込む複数の支流域（万江川、山田川については市域を越えた所にある水源を含む）の集水域全体が一つの大きな本来不可分の風景のまとまりであり、この範囲は将来にわたっても変わることはありません。このため人吉市域全体を景観計画区域とします。



凡例	名前	解説	
	山間地域	遠景・中景となる山地や山並みのある地域。概ね 200m の等高線が境となる。地域の中には、集落や耕作地が分散して存在し、山間地における集落景観を形成している。	
	里山・台地地域	田園景観や居住地景観の近景の背景となる緑地（里山・斜面緑地・風致地区）を構成する地域で、平地においては概ね 100m～130m の等高線、支川（支流）の上流部においては、130m～200m の等高線が境となる。近年、開発が進んでいるところもある。疎水がある台地上は、田園風景（田代地区・上原田地区）が見られ、その法面は斜面緑地を構成している。	
	斜面緑地	万江川右岸、鳩胸川両岸、小さで川左岸には台地を縁どる斜面緑地が残っている。	
	風致地区	城山風致地区、村山風致地区、蓬萊山風致地区の 3 地区が指定されている。	
	田園地域	居住地域を除く平坦地とそれに続く支川（支流）沿いの平地で構成され、標高は、概ね 100m～130m となっている。西人吉駅周辺（中原・下原田）は、宅地化が進んでいる。	
		万江川流域	里山や斜面緑地を有する人吉の代表的な田園景観を構成する。上流部に井ノ口集落がある。
		胸川流域	国道 219 号より上流（古仏頂地区付近）に里山に囲まれるように田園景観がある。
	鳩胸川・小さで川	区分としては、「里山・台地地域」となっているが、河川沿いの低地・台地の上面は、耕作地となっている。	
	居住地地域	用途地域が指定され市街地化が進んでいる地域。	

図 3-3 山林・里山・田園・居住地の分布地図

3. 方針

景観計画区域は広い範囲にわたるが、全域に共通して風景の印象を決定づけている「土地利用の形態」（これは面的な印象を左右します）、「水（川）の流れ」（これは線的な印象を左右します）、「交通動線」（これは、その沿線上の点の集合として印象を左右します）という3つの観点から、方針を整理します。

- (1) 土地利用の形態によって特色づけられる風景について
- (2) 水（川）の流れを軸として広がる風景について
- (3) 交通動線に沿って形成される風景について

(1) 土地利用の形態によって特色づけられる風景についての方針

山林

- 成熟期を迎えている人工林域、竹林の生育環境が放置された地区では、山林資源の適切な管理によって、美しい山林風景の保全に努めます。
- 大野溪谷周辺や胸川沿いの原生林など、悠久の時間が作り上げた森や鹿目の滝などの景勝地の風景を保護します。

里山

- 人吉は標高 200m と 150m 辺りを盆地の底とした二重構造を持ち、台地の斜面緑地の風景が田畑や集落のある里山や川筋の背景となる人吉独特の風景を構成しています。斜面緑地は里山を特徴づける重要な要素であるため、保全を図るとともに、太陽光発電設備など人工物の設置については細心の注意を払います。

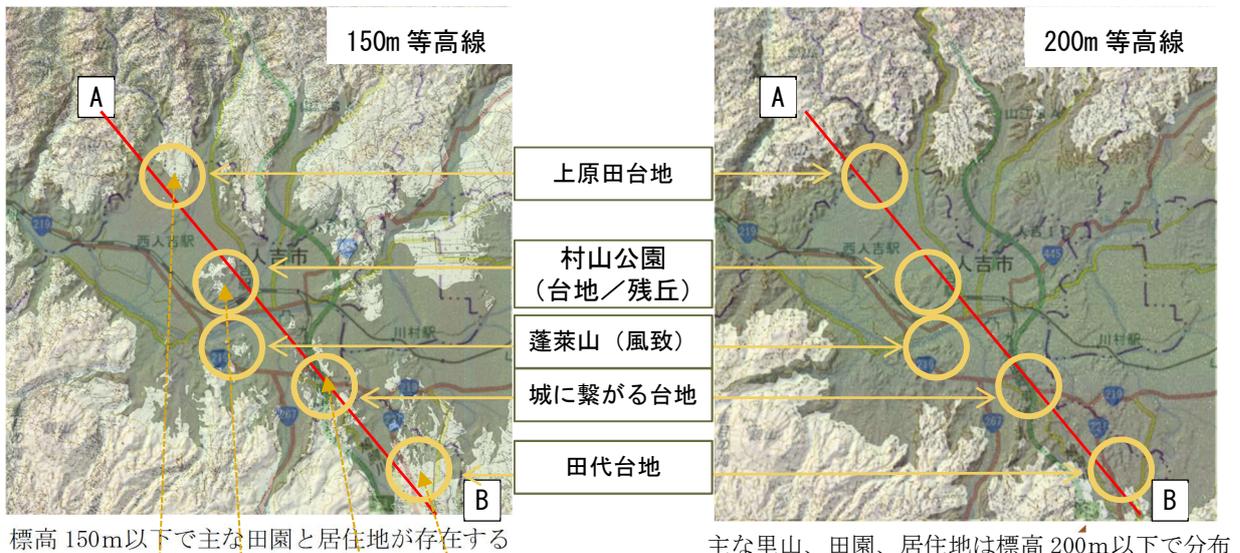


図3-4 人吉盆地の標高別の特徴

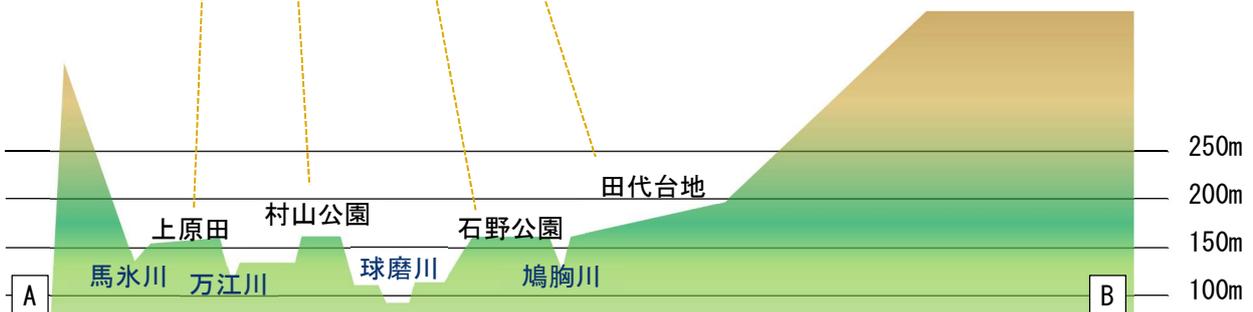


図3-5 人吉盆地の断面形状

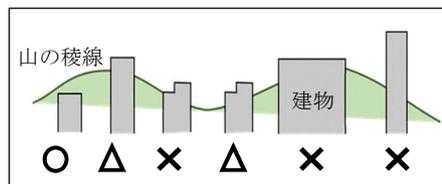
田園

○農地では、耕作放棄地対策や有害鳥獣対策とも連携させつつ、用水路沿いの施設・設備や施設園芸用の資材・設備、通信・エネルギー用施設の位置、形態、色彩が田園風景の中に調和するよう努めます。



居住地

○山間地の集落、里地の集落、球磨川本支流沿いの住宅市街地では、住宅をはじめとする居住関連施設の整備・更新に当たっては、背景の山地・丘陵地の四季折々に変化する色調や山の稜線の形と調和するよう努めます。



(2) 水 (川) の流れを軸として広がる風景についての方針

球磨川の本流

○カヌーや川下り、釣りといった川の親しみ方がより活性化し、川の風物詩として持続できるよう努めます。
 ○中洲や川岸の緑を保全し、看板の設置を控えることで対岸への眺望や川筋に向かっての山並みの眺望を美しく保ちます。
 ○川沿いを散策できるルートを整備し、橋のたもとの空間を植樹・公園化することで、親水性を高めます。河川周りの構造物の改修を行う際には、景観に配慮した色彩や材料を使用します。



球磨川本流 (釣り人)

球磨川の支流

○川中や川沿いにある雑草を除去する一方で、梅花藻などの植物を大切にします。
 ○橋や堤防回りの定期的なメンテナンスや堆積土砂の除去を、管理者と協議を行いながら実施します。



山田川 (水天宮祭りの日)

疎水溝や水路

○集落や住宅市街地などにある疎水溝や水路を、管理者と協議を行いながら美しく保ちます。
 ○水路の上または水路に沿った道には商業目的等の看板を立てないようにします。
 ○日常空間に水辺があることで培われた暮らしの習慣をできる限り継続します。
 ○現在蓋をされた水路について、昔から親しまれた親水空間に復活する方法を住民と共に検討します。



田代溝 (生活感あふれる情景)